

【EU】非個人データの域内自由流通枠組みに関する規則

総務部総務課 島村 智子
(海外立法情報課在籍時に執筆)

* 一般データ保護規則（GDPR）の対象外である非個人データについて、域内における自由流通を促進するための規則が2018年11月28日に公布された。データローカライゼーション規制の原則禁止や、データポータビリティに関する行動規範の作成について規定している。

1 背景

欧州委員会は、2015年5月発表の「欧州デジタル単一市場戦略」¹の柱の1つに、域内におけるデータの自由流通に基づいた、デジタル経済の発展を掲げた。同戦略では、クラウドサービス、ビッグデータ、IoT（Internet of Things）などの情報通信技術をEUの競争力の中核と位置付け、データの一層の活用に向けて、技術的・法的な障害を撤廃する方針が示された。

これに関し、欧州委員会が2017年1月に発表した「欧州データ経済の構築」²と題する文書では、データ活用のために取り組む課題が具体的に挙げられ、この中で、データの自由流通に対する制約となっている各国のデータローカライゼーション規制について、欧州委員会が加盟国・関係者との検討を行い、必要に応じ対応措置を行うとした。データローカライゼーション規制とは、データの保存・取扱いを自国内に限定する法律行為や行政規定・慣行などであり、データ経済の成長に伴い、その数は近年増加傾向にある。個人データの自由流通については、2016年4月制定の一般データ保護規則（GDPR）³で規定されているが、個人データ保護目的以外の理由によるデータの流通制限については、GDPRの対象外となっている。

さらに、GDPRでは、個人データを提供した本人が提供データを受け取り、他の管理者に送信できるデータポータビリティの権利が規定されている一方で、非個人データについては、クラウドなど様々なオンラインサービスの利用が広がっているにもかかわらず、このような権利について定めがないことも、同文書において指摘された。

これらの課題に対処するため、欧州委員会は2017年9月13日、EUにおける非個人データの自由流通枠組みに関する規則（以下「規則」）案を公表した（COM(2017) 495 final）。その後、審議を経て、規則は2018年11月14日に制定された⁴。

2 規則の概要

規則は、全9か条から成り、2019年6月18日から適用される。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年3月8日である。

¹ European Commission, “A Digital Single Market Strategy for Europe,” COM(2015) 192 final, 2015.5.6. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52015DC0192>>

² European Commission, “Building a European Data Economy,” COM(2017) 9 final, 2017.1.10. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52017DC0009>>

³ 島村智子「一般データ保護規則（GDPR）の適用開始」『外国の立法』No.276-1, 2018.7, pp.2-5. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11117153_po_02760101.pdf?contentNo=1> 参照。

⁴ Regulation (EU) 2018/1807 of the European Parliament and of the Council of 14 November 2018 on a framework for the free flow of non-personal data in the European Union, OJ L303, 2018.11.28, pp.59-68. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32018R1807>>

(1) 適用対象（第2条）

規則の適用対象は、①域内に居住し又は事業所を有するユーザーに対しサービスとして提供される又は②域内に居住し又は事業所を有する個人・法人が自らの必要性のため行う、GDPRが規定する個人データ以外の電子データ（非個人データ）の取扱いであり、EU法の範囲外の活動には適用されない。なお、1つのデータ集合に個人データと非個人データの両方が含まれるときには、非個人データの部分に適用され、両者が不可分に関連している場合には、GDPRの適用を妨げない。

(2) 非個人データの域内自由流通（第4条）

データローカライゼーション規制の定義は、特定の加盟国領域内でデータを取り扱うよう義務付け又は他の加盟国でデータを取り扱うことを妨げる、加盟国の法律、規則若しくは行政規定が規定する、又は加盟国及び公法に基づく機関における一般的かつ一貫性ある行政上の慣行から生じる、義務、禁止、条件、制限又はその他の要件と定められている（第3条第5項）。データローカライゼーション規制は、公共の安全の理由に基づき正当化されるものを除き、禁止される。各国は、これに違反する法律、規則又は行政規定による現行のデータローカライゼーション規制を、2021年5月30日までに廃止しなければならない。ただし、既存のEU法に基づくデータローカライゼーション規制は除外される。

(3) 国内管轄官庁によるデータへのアクセス（第5条）

各国の管轄官庁が、EU法又は各国法に基づく任務遂行のためにデータを要求・アクセスする権限には影響を及ぼさないこと、また、国外でデータの取扱いが行われていることを理由に管轄官庁によるアクセスを拒否できないことが定められている。管轄官庁が、あるユーザーのデータを要求し、アクセスすることができなかつた場合、加盟国同士のデータ共有の枠組みが他になければ、この規則に従って他国の管轄官庁に支援を要請することができる。また、データ提供義務に従わない場合には、EU法又は各国法に基づき罰則を科すことが可能である。

(4) データポータビリティに関する自主行動規範の作成（第6条）

技術的問題や切替えに要するコストなどの理由により、特定のクラウドサービスから他のサービスへの変更は困難であることが多く、これがサービス間の競争やデータ流通の障害となっている。このため、規則では、業務上利用するユーザーが、クラウド等の情報サービスを変更し、変更先のサービス又は自身の情報システムにデータを容易に移行できるようにするため、欧州委員会が、サービス提供者による自主行動規範の作成を奨励・促進することが規定された。自主行動規範には、サービス変更時に必要な手続、技術的要件、期間、料金などデータ処理に関する契約の前に提供すべき最低限の情報や、製品・サービスの比較を容易にするための枠組みなどが盛り込まれる。欧州委員会は、2019年11月29日までに作成し、2020年5月29日までに実施するよう推奨する。

(5) 加盟国間協力のための手続（第7条）

各加盟国は、他の加盟国及び欧州委員会との連絡窓口（single point of contact）を指定する。他国に対する支援要請（3）で前述）は、この連絡窓口を通じて国内の管轄官庁に送付される。

(6) 実施評価・GDPRとの関係に関する情報案内（第8条）

欧州委員会は、個人データと非個人データの両方から成るデータ集合について、この規則とGDPRとの関係を解説した情報案内を2019年5月29日までに公開する。また、規則の実施評価報告書を、2022年11月29日までに欧州議会、EU理事会等に提出する。